

上郡町水道事業障害者活躍推進計画

令和2年3月

兵庫県赤穂郡上郡町水道事業

はじめに

上郡町水道事業障害者活躍推進計画（以下「本計画」という。）は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第7条の3に基づき、上郡町長が作成する計画である。

本計画は、法第7条の2第1項の規定に基づく障害者活躍推進計画作成指針に即し、障害者一人ひとりが、雇用・就業し又は同一の職場に長期に定着することにより、全ての障害者が、その障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮できることを目指すことを目的とする。

上郡町水道事業障害者活躍推進計画

機関名	上郡町水道事業
任命権者	上郡町長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
障害者雇用に関する課題	町長部局と歩調を合わせ、一層の体制整備や各種取組みが必要である。
目標	
（1）採用に関する目標	在籍する雇用障害者数が前年度を下回らない。
（2）定着に関する目標	なし
取組内容	
（1）障害者の活躍を推進する体制整備	○障害理解に係る研修を実施又は受講させる。
（2）障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○管理監督者との面談等を通じて、障害者一人ひとりの特性・能力を把握し、業務の適切なマッチングができているのかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
（3）障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○障害者からの要望を踏まえ、就労支援機器の導入を検討する。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。

	<p>○時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。</p> <p>○本人の希望等も踏まえつつ、各種研修を受講させる。</p> <p>○中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備をはじめ、通院の配慮、働き方、キャリア形成等の取組みを行う。</p>
(4) その他	<p>○障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>